

令和 6 年度 第 11 回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7 . 2 . 4

第 11 回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和7年2月4日 午前9時30分
- 2 開会日時 令和7年2月4日 午前9時30分
- 3 閉会日時 令和7年2月4日 午前10時00分

4 出席、欠席、遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席 番号	氏名	出欠等 の別	議席 番号	氏名	出欠等 の別
1	森井政紀	出	8	鹿嶋耕三	出
2	櫛田繁造	出	9	片岡芳和	出
3	仁井名雅子	出	10	大平貴之	出
4	梶田宏一	出	11	天野平之進	出
5	仁科智之	欠	12	西江務	出
6	北村卓士	出	13	守屋映男	出
7	佐内繁文	欠			

5 会議に出席した者

職名	氏名	職名	氏名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥野きたこ	推進委員	藤田潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	大平章之
推進委員	大本憲治	推進委員	枝木俊彦
推進委員	畦崎友梨	事務局長	木南達昭
推進委員	林和美	事務局次長	向原学
推進委員	重見信夫	主事	小川航平
推進委員	西山雅子	主事補	升谷公祐

	氏名		氏名
傍聴人			

6 提出議案

議案番号	議 題
議案第 35 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 36 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 37 号	農地利用集積計画（案）の決定について
報告第 37 号	農作業等受委託契約書の受理について
その他	

7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり

8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

1 2 番委員

1 番委員

事務局長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今から，令和7年度第11回の農業委員会を開催いたします。</p> <p>それでは，開会にあたりまして，会長から，一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事に入ります前に，本日の議事録署名人を12番西江委員，1番森井委員 よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案の審議へ移りたいと思います。</p> <p>会長，よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ナンバー61号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー61号でございます。本案件につきましては，申請者から取下げ書の提出がなされたことから，審議については行わないこととさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。続きまして，ナンバー62号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー62号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の賃貸借権設定（4年間）でございます。</p> <p>借受人の〇〇は，玉ねぎ，キャベツを生産しています。借受人は干拓地で大規模に農業経営を行っており，農機具等についても十分な台数を保有しております。また，申請地でも玉ねぎ，キャベツを作付けする予定です。以上のことから，申請地での耕作能力は充分有していると考えられます。</p> <p>これらのことから，農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。</p> <p>以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー63号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー63号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（贈与）でございます。 譲受人は自身の所有地付近の農地を譲り受けるものです。 譲受人は長年の農業経験があり、農機具も多数所持しております。所有地では水稻や野菜を栽培しており、申請地でも同様に野菜を栽培する予定です。 以上のことから、申請地の耕作管理は可能と考えられます。なお、所有地である、〇〇地区〇番地、〇番地、〇番地には農業用倉庫がありますが、29条の届出を提出するという旨の誓約書が提出されております。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>関係委員さんの調査報告をお願いします。</p>
〇番委員	<p>事務局の説明のとおり問題ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手） 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー64号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー64号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転（売買）でございます。 譲受人は自宅付近の農地を購入するものです。 譲受人には農業経験が無いため、営農計画書の提出があります。農業には家族で従事する予定であり、譲受人が現在の仕事を退職するまでは妻と義母が主に従事する予定です。申請地では柿を作付けする予定であり、時間の確保や、農業の技術・知識の向上次第では、余剰地に野菜を作付けしたいとのことです。農機具は草刈り機を保有しております。以上のことから、農業経験がないとしても、営農計画書に記載の農業は可能と考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>

会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー65号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー65号でございます。〇〇から〇〇に参ります3条の所有権移転(売買)でございます。 譲受人は申請地に隣接する住宅(〇〇地区〇番地)とあわせて申請地を購入する予定であり、すでに〇〇地区〇番地へ転居しているとのことです。 譲受人には長年の農業経験がありますが、農地を所有するのが初めてのため、営農計画書の提出があります。申請地の一部には、譲渡人によって果樹が作付けされているため、それを引き継ぐとのことです。その他の農地に関しては、野菜を栽培するとのことです。農機具は耕運機と軽トラックを保有しております。農業には妻と二人で従事予定です。以上のことから、農地を取得するのが初めてだとしても、営農計画書に記載の耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしく願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	自宅から少し離れた場所にある農地に関して、とても面積が広く本当に耕作できるのか疑問があります。ですが、既に草刈もされ、耕作に向けて準備しているようなので、問題ないと思います。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ナンバー26号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー26号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区〇番地の畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は住宅用地でございます。

	<p>譲受人は、申請地にはみ出している建物を自宅として利用し、申請地に隣接している宅地〇〇地区〇番地に既設の建物を改築して〇〇事業所としたいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、既存の農地に盛土等の造成は行わないため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、自然浸透にて対応することので、問題ないと思われます。また、住宅は高さ3m程度のものであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、当該申請地は、許可を得ることなく建物を建築し、使用していたことから、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
〇番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、ナンバー27号を上程致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ナンバー23号でございます。〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転（贈与）でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆、農地区分は農用地区域内農業用施設用地、転用目的は農業用倉庫でございます。</p> <p>譲受人は、申請地の一部に農業用倉庫を設置したいとのことです。申請地は農用地区域内農業用施設用地であります。許可要件「農地法第8条第4項に規定する用途に供するために行われるものであること」に該当しているため、許可妥当であると思われます。</p> <p>周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にはコンクリート擁壁が設置されているため、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、擁壁内周に排水路を設け、既存排水路に接続することので、問題ないと思われます。また、建築物は高さ約5mであるため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。</p> <p>なお、当該申請地は、許可を得る前から着工していたため、始末書が提出されております。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。

○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー28号を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー28号でございます。〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇から〇〇へ参ります、5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は〇〇地区の田〇筆及び畑〇筆、農地区分は第3種農地、転用目的は露天駐車場及び荷置き場でございます。 譲受人は、申請地を自社の駐車場及び荷置き場として転用したいとのことです。第3種農地であるため、許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきまして、隣接地との境界部分にL型擁壁を設置することと、土砂の流出はないと思われます。雨水につきましては、集水柵を設け、既存水路に流入させるとのことと、問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲の農地への日照・通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、前回の農業委員会で保留となった議案第33号ナンバー25号について、事務局から現在の状況について報告をお願いします。
事務局	ナンバー25号については、申請者から異議の申出が取り下げられておらず、また申請自体の取下げもないことから、引き続き保留としております。 以上でございます。よろしく申し上げます。
会長	ありがとうございました。 続きまして、議案第37号「農地利用集積計画(案)の決定について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	本計画案は、令和7年2月12日の公告予定で取りまとめております。一括

	<p>方式による中間管理機構分については、1～5年の設定対象筆数が4筆、設定対象面積が3,453㎡、設定対象人数が1人となっております。</p> <p>これらの案件は、すべて旧農業経営基盤強化法第18条第3項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手多数ということで決定させていただきます。</p> <p>続きまして、報告第37号「農作業等受委託契約書の受理について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かございますか。</p>
事務局	<p>(1) 次回農業委員会 3月4日(火)午前9時30分から <u>中央公民館 4階 集会室</u></p> <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回申請書締切日2月14日(金)、議案発送日2月21日(金) <p>それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもありがとうございました。</p>